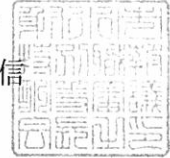




平成24年2月10日

射水市長 夏野元志 殿

射水市特別職報酬等審議会  
会長 鏡森定信



射水市特別職報酬の額等について(答申)

平成23年12月16日付け射人第84号で諮問のあった射水市特別職報酬の額等について、下記のとおり答申する。

記

1 報酬等の額

審議事項1 市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

区分	現行(月額)	改定額(月額)	増減額等
市長	965,000円	926,000円	△39,000円
副市長	786,000円	754,000円	△32,000円
教育長	667,000円	640,000円	△27,000円

審議事項2 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の議員報酬の額について

市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の報酬の額については、次のとおりとすることが適当である。

区分	現行(月額)	改定額(月額)	増減額等
議長	515,000円	据置き	—
副議長	456,000円	据置き	—
議員	427,000円	据置き	—

### 審議事項3 行政委員の報酬の額及び在り方について

行政委員の報酬及び在り方については、次のとおりとすることが適当である。

区 分		現 行	改定額	増減額等
教育委員会	委員長	年額 432,000円	月額 36,000円	月額制に変更
	委員	年額 360,000円	月額 30,000円	月額制に変更
選挙管理委員会	委員長	年額 156,000円	日額 10,000円	日額制に変更
	委員	年額 132,000円	日額 8,000円	日額制に変更
監査委員	代 表	年額 1,320,000円	月額 110,000円	月額制に変更
	識 見	年額 900,000円	月額 75,000円	月額制に変更
	議員選任	年額 276,000円	月額 23,000円	月額制に変更
農業委員会	会 長	年額 240,000円	月額 20,000円	月額制に変更
	委 員	年額 180,000円	月額 15,000円	月額制に変更
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額 10,000円	日額 8,000円	日額 △2,000円
	委 員	日額 10,000円	日額 8,000円	日額 △2,000円
公平委員会	委員長	日額 10,000円	日額 8,000円	日額 △2,000円
	委 員	日額 10,000円	日額 8,000円	日額 △2,000円

#### 2 実施時期

平成24年4月1日

#### 3 審議の経過

本審議会は、昨年12月16日に市長から諮問を受け、特別職の報酬等について3回にわたり慎重な審議を行った。

審議に当たり、それぞれの職の職責や専門性・特殊性を考慮しつつ、県内他市や類似都市における特別職の報酬等の状況について比較検討し、本市の財政状況、諸課題及び行政委員報酬の日額化の流れ等の社会経済情勢を踏まえて答申を取りまとめた。

#### 4 本審議会の意見

県内他市との比較における本市の特別職の報酬等の額は、人口規模・財政規模等を考慮すれば、著しく突出した状況にはない。しかし、社会経済情勢も依然として厳しく、本市の将来的な財政状況から、行財政改革を一層推進していくことは当然のことであるが、本市が進める「協働のまちづくり」を実現し、地域の課題を市民と協力して解決していくために市民の十分な理解を得ることが必要なことは、言うまでもない。

これらのことから、本審議会では以下の結論に達した。

(1) 市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長は、自治体経営者として率先して行財政改革に取り組む姿勢を示す立場にあり、県内他市における平均的な水準を考慮した上で、市民の納得が得られるよう、相当の減額を行うことが妥当である。

(2) 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の報酬の額

前回選挙から議員定数が9名削減されたこと、政務調査費の減額や使途の透明化の取組が行われたこと等を勘案し、据え置きが妥当である。しかしながら、類似都市と比較すると依然として議員定数が多い状況にあることから、定数削減の検討は引き続き行われるべきである。

(3) 行政委員の報酬の額及び在り方について

各行政委員の職責や職務の内容、特殊性、専門性、勤務の実態、日額化の妥当性等を検証した。その結果、教育委員会、監査委員、農業委員会については、毎月の定例的な業務があるだけでなく、折に触れて地域住民からの相談等、多岐にわたる活動を行う必要があること、その役割がさらに重要性を増していること等を勘案し、報酬を月額制とすることが妥当である。

選挙管理委員会については、勤務の状況を定量的に把握することが可能であることから、報酬を日額制とすることが適当であると判断した。金額については、これまでの勤務実績と県内他市の状況から、上記の金額とすることが妥当である。

固定資産評価審査委員会と公平委員会は既に日額制となっているが、金額については、県内他市の水準を勘案し、現行から減額して上記の金額とすることが妥当である。

5 附帯意見

・ 教育委員会の役割について

教育委員会の報酬については減額すべきでないとの結論に達した。これは、幼保一体化や青少年の健全育成、子どもの「心の教育」等の諸課題を抱える教育分野において、教育委員会が主体的かつ果敢に取り組み、大きな役割を果たすことを期待したものである。

・ 特別職報酬等審議会への諮問について

本審議会への諮問は、前回平成19年度から4年が経過している。今後、地方自治を取り巻く環境のめまぐるしく厳しい変化が想定されることから、適切な時機に諮問を行い、特別職の報酬等に情勢の変化をより一層反映していく必要がある。